

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アムレックスビル5階

Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741

News

編集 税理士 浜平 純一

取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

新年明けましておめでとうございます。
今年もどうぞよろしくお願いたします。

贈与税申告書の申告書様式が全面改訂に

平成15年度税制改正で創設された「相続時精算課税制度」に伴い、贈与税申告を行うための申告書と添付書類が新しく用意されることになりました。今回の申告書等の改訂で新しく用意された主なものは次の通りです。

- ・ 第一表 平成 年分贈与税の申告書(暦年課税分、精算課税分)(平成15年分以降)
- ・ 第二表 平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)(平成15年分)
- ・ 第三表 平成 年分贈与税の修正申告書(平成15年分)
- ・ 死亡した者の平成 年分 贈与税の申告書付表(兼相続人の代表者指定届出書)
- ・ 相続時精算課税選択届出書
- ・ 相続時精算課税選択届出書付表(受贈者が選択届出書提出前に死亡した場合)
- ・ 相続時精算課税にかかる財産を贈与した旨の確認書

平成15年分贈与税の申告期間は16年2月2日～3月15日となります。平成15年1月1日以後の贈与から相続時精算課税制度を適用した贈与が可能になっているが、この精算課税の適用を受けるには「相続時精算課税選択届出書」「相続時精算課税に

かかる財産を贈与した旨の確認書」等を贈与税の申告書に添付しなければなりません。ただし、いったん届出書を提出すると精算課税制度の選択の撤回はできないことになっています。

相続時精算課税の適用を受ける場合には、第二表の計算明細書だけでなく第一表も必要です。そして、選択届出書に「受贈者の戸籍謄本又は受贈者の戸籍の附票の写し」「特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写し」を添付し、「相続時精算課税にかかる財産を贈与した旨の確認書」などと併せて提出することになります。

住宅取得等の資金贈与で精算課税制度、または精算課税で住宅資金特別控除の特例(1千万円)の適用を受ける場合には、従来からの資金贈与特例と同様に、所定の必要書類を添付します。

なお、贈与税の修正申告書は、暦年課税分と精算課税分について修正前の課税額を記載するための新様式が第三表として新設されています。

この他、贈与税の添付書類である「特定受贈同族会社株式等に係る届出書」「同判定明細書」なども平成15年度の改正に対応して一新されています。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|---|----------------|
| 1. 12月分(特例適用者は7～12月分)源泉所得税の納付
(納期特例届出書提出者の場合は) | 納付期限.....1月13日 |
| 2. 支払調書、給与支払報告書、償却資産申告書の提出 | 納付期限.....1月20日 |
| 3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 提出期限.....2月2日 |
| 4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月2日 |
| 5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....2月2日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アムレックスビル5階

Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741

編集 税理士 浜平 純一

取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

HPに確定申告期に多い問い合わせ事項をQ&Aで解説

国税庁ではこのほど、ホームページ上に「確定申告期に多いお問い合わせ事項Q&A」を設けて納税者サービスを開始しました。

サラリーマンをはじめとする還付申告者の増加に伴い、ここ数年来、確定申告者数は過去最高を更新し続け、平成14年分では期間中に全国で2087万人が確定申告を行いました。その一方、確定申告期間前後は税務署や税務相談室への問い合わせが集中して電話がなかなか繋がらないとの納税者の声が多いことから、例年この時期に納税者からの問い合わせが多い事項とその回答をホームページに掲載することで、納税者利便を図ろうという目的から設置されました。

Q&Aには、「確定申告」、「還付申告」、「申告相談」、「申告書の提出」、「税金の還付」、「申告が間違っていた場合」、「贈与税の申告等」などのほか、試行的に実施される2月22日(日)と29日(日)の2日間の閉庁日対応(日曜日開庁)を盛り込んだ「税務署の開庁時間」を含む10項目36の質問が用意されています。

なお、同庁ホームページには、確定申告書が作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」をはじめとする「確定申告等情報」を掲載して、自書申告を促しています。なお、お問い合わせは、<http://www.nta.go.jp/category/kakutei/qa/01.htm> まで。

注意が必要な間接費用の医療費控除

15年分所得税確定申告に向け、そろそろ領収書の整理を始めた人も多いことでしょう。ただ、領収書を眺めていると、それが所得税上の経費や控除の対象になるのか否か、判断が難しいものが少なくありません。特に医療に係る費用はその範囲が広いだけに、税理士でも即答しかねるものが結構あります。

病院の診療費用や薬代が医療費控除の対象になるのはもちろんですが、判断しかねるのは「間接費用」です。まず思い浮かぶのは、病院に通うのに必要な電車代やバス代。実はこうした費用は、医療費控除の対象になります。

では、病院までタクシーを使った場合はどうでしょうか。病院までの交通が不便な場合など、タクシーを使用するケースも多いですが、基本的にタクシー代は医療費控除の対象にはならないと考えていいです。例外的に、タクシー代の控除が認められるのは、例えば骨折して歩いて歩けないなど、やむを得ない事情が必要になります。

では、病院内での食事代はどうでしょうか。混雑した大学病院などでは、診察待ちなどで丸1日つぶしてしまうことも珍しくありません。こうした場合、昼食を病院内の食堂でとることはよくありますが、こうした食事代も医療費控除の対象にはなりません。控除対象になるのは、あくまで入院に伴う食事代に限られます。

このように、医療費控除が認められる間接費用の範囲は意外と狭いので注意が必要です。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 1月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....2月10日 |
| 2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月1日 |
| 3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月1日 |
| 4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....3月1日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アムレックスビル5階

Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741

編集 税理士 浜平 純一

取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

少額配当と住民税を巡る騒動 ～ここにも複雑な証券税制の影響が～

いよいよ平成15年分所得税の確定申告の受付が始まりました。今回の申告分から、配当金額が5万円以下(年一回決算の場合10万円以下)である非上場株式に対する課税制度がこれまでと大幅に異なり、新たに住民税の課税対象となるので平成15年1月1日～12月31日までの間に配当を受けた場合は改めて注意が必要です。

これまで、少額配当にかかる住民税は上場株・非上場株を問わず原則として「非課税」として取扱われてきました。ところが、平成15年度税制改正で少額配当に対する住民税の非課税措置が撤廃されたことにより、平成15年1月1日以降に受け取る配当から、所得税については源泉徴収のみで納税が完了する申告不要制度と確定申告のいずれかを選択することができるにもかかわらず、住民税については「総合課税」とされ必ず申告を行わなければならないこととなり、サラリーマンなど所得税の確定申告義務がない者であっても、住民税のみの申告義務が生じるケースがある。

これを詳しく見ますと、まず、**平成15年1月1日～3月31日間**に支払を受けた少額配当の場合、上場株式・非上場株式を問わず、所得税については申告不要制度の適用を受けて20%の源泉徴収で完了するか、確定申告をして配当控除の適用を受けるか、いずれかを選択することができま

す。一方で、住民税については配当金額が少額であっても、必ず申告をしなければなりません。

しかし、**平成15年4月1日～12月31日間**に支払を受けた少額配当の場合、非上場株式については1月～3月間に支払を受けた配当と同様に取り扱われるのに対し、上場株式に限っては、住民税が非課税とされ、10%の源泉徴収で納税が完了となります。

また、平成16年1月1日～平成20年3月31日間に支払われる上場株式の少額配当に対する源泉徴収税率は「所得税7%、住民税3%」とされ、住民税についても申告不要制度と確定申告を選択することが可能となります。

逆に非上場株式の少額配当については、所得税は20%の源泉徴収で済ませるか確定申告をするかの選択、住民税は申告義務が生じることとなります。ちなみに、平成16年1月1日以降の上場株式少額配当に対する源泉徴収税率が、所得税と住民税それぞれ分離される背景には、以前まで所得税に含まれていた地方財源分を直接市町村へ交付できるようにする、といった目的が含まれているようです。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 2月分源泉所得税の納付 | 提出期限.....3月10日 |
| 2. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日 |
| 3. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日 |
| 4. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....3月31日 |
| 5. 所得税の確定申告 | 申告期限.....3月15日 |
| 6. 個人消費税の確定申告 | 申告期限.....3月31日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アメレックスビル5階

Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741

編集 税理士 浜平 純一

取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

税制メルマガ、3月末より創刊へ

財務省は、税制の最新情報を電子メールで希望者に配信する【税制メールマガジン】を3月末に創刊しました。財政再建や社会保障の充実には、将来の本格増税が避けられない見通しの中、難解でなじみにくい税制の仕組みや最近の動きをわかりやすくまとめて、税の現状への理解を深めてもらうねらいです。

政府関係のメルマガでは、小泉首相の「小泉内閣メールマガジン」が知られていますが、財務省では初の試みです。内容は、政府税制調査会(首相の諮問機関)での税制改革の審議状況や、関心を集めている税制の話題、担当者のコラムなどを掲載する予定です。創刊号では、4月から導入する消費税の総額表示方式について特集する。当面は月1回の予定です。

財務省は今後、予算編成や国際管理政策など税制以外についても、メルマガによる情報発信を検討します。

メルマガ発信の受付は、財務省のホームページ

<http://www.mof.go.jp/haisin/top.htm>

まで。

国税庁、消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いを一部改正

4月から実施される消費税の総額表示制度に伴い、印紙税の課税文書である請負に関する契約書等においても、総額表示で例示された記載方法により金額が記載される場合もありますが、印紙税法上はあくまでも課されるべき消費税額等が明らかでなければ、消費税額等を含めた金額が記載金額とされることとなります。

通達では、税込みの「請負金額」と「税抜価格」との両方が記載されるケースについては、消費税額等を記載金額に含めないものと明示されました。税込みの総額のみ記載では消費税を除いて記載金額を判定することはできないので注意することが必要です。

印紙税法別表第一の課税文書のうち、第1号文書(不動

産の譲渡等に関する契約書)、第2号文書(請負に関する契約書)、第17号文書(金銭又は有価証券の受取書)については、消費税額等が区分記載されている場合には、契約書等の記載金額はこの消費税額等を含めない金額でよいこととされています。

例えば、第2号文書の請負に関する契約書で

請負金額 1,000万円、消費税等50万円

請負金額 1,050万円、内消費税等50万円

と記載されていれば、取引にあたり課されるべき消費税額などの具体的な金額が記載されているものとして、記載金額は消費税額などを含めずに1,000万円と判定できることとなります。

4月からの総額表示制度の実施により、これらの課税文書においても、総額表示で例示されている表示方法で取引金額が記載されることもあるわけですが、その中で、税込価格と税抜価格の両方が記載されていることで課されるべき消費税額が明らかである場合には、上記の区分記載の場合と同様に消費税額等を記載金額に含めなくても良いこととなります。

具体的には、

請負金額1,050万円、税抜価格1,000万円

のように、税込価格と税抜価格の両方が記載されて、課されるべき消費税額等が容易に計算できる場合が該当することになる。総額表示例で示されている「請負金額1,050万円」「請負金額1,050万円(税込)」といった記載の仕方では、消費税額などを含めたところで記載金額が判定されることとなります。

消費税額等を含めて「総額30,450円」を受け取る領収書の場合、総額30,450円とだけの記載では印紙税200円が課税されますが、「税込価格30,450円、税抜価格29,000円」等との記載であれば、記載金額3万円未満として印紙税は非課税となります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 3月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....4月12日 |
| 2. 申告所得税の振替納付 | 振替納付日.....4月16日 |
| 3. 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月30日 |
| 4. 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月30日 |
| 5. 5月・8月・11月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....4月30日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アムレックスビル5階

Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741

編集 税理士 浜平 純一

取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

平成16年度税制改正法案が成立へ

平成16年度税制改正法案が去る3月26日、国税・地方税共に原案通り可決・成立しました。これに伴って政府は16年度税制改正法の細目を定めた改正法令も公布・この4月1日(所得税は1月1日)から施行されています。改正政令のうち国税関係では、法人税について連結グループ加入時に時価評価が行われた減価償却資産の償却方法について所要の整備が行われたほか、中小企業者等の機械の特別償却制度の対象となる機器の価格要件引上げ等が行われています。一方、所得税関係では、居住用及び特定居住用財産の譲渡損失の計算等の細目が定められたほか、国内に恒久的施設を有する外国法人が受ける一定の国内源泉所得に係る源泉徴収免除手続きの細目も定められました。

所得税法、相続税法の特例関係

土地・住宅税制では、土地建物等の譲渡損失の損益通算・繰越が廃止される一方で、居住用財産の譲渡損失について、買い替えで住宅ローン残高がない場合を対象に加える拡充、譲渡財産に係る住宅ローン残高が譲渡価額を上回った場合の損益通算・繰越控除制度の新設などが行われました。新設の措置法41条の5の2<特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除>関係では、繰越控除の方法、譲渡資産に係る家屋の範囲、住宅借入金等の範囲、損益通算の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額、繰越控除の金額の計算

などについて、政令用件が新たに置かれることになりました。

事業承継税制については、相続した非上場株を相続税納付のために発行会社に譲渡した場合、みなし配当課税を行わず譲渡益課税の対象とする特例が創設されますが、これについて、提出書類等の記載事項等の規定が設けられます。

相続税・贈与税関係では、特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例、特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時清算課税の特例関係で所要の整備が行われました。

特別償却・税額控除等の特例関係

中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または税額控除)は、適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されたものの、対象となる器具備品の取得価額要件が100万円以上から120万円以上、リース費用総額要件が140万円以上から160万円以上へと引き上げられることが、措置法令27条の6<中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または税額控除>で明記されることになりました。

この他、特別償却・税額控除関係の措置法特例では、試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度、公害防止用設備の特別償却制度、再商品化設備の特別償却制度、倉庫用建物等の割増償却制度などで、政令規定の見直しが行われています。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 4月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....5月10日 |
| 2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月31日 |
| 3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月31日 |
| 4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....5月31日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アメリックスビル5階

Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741

編集 税理士 浜平 純一

取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

個人の土地・建物、株式等に係る16年度改正をHP上に掲載

国税庁はこのほど、平成16年度税制改正における個人を対象とした土地・建物等や株式等の譲渡関係での改正点をまとめたパンフレットを作成するとともに、ホームページ上で公表しています。

パンフレットでは、土地・住宅関係として、

- 1) 長期譲渡所得の税率引下げ(20%→15%)
- 2) 長期譲渡所得の100万円控除の廃止
- 3) 損益通算及び繰越控除の廃止
- 4) 居住用財産の買換え特例の3年延長
- 5) 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の新設等

が盛り込まれています。

特に3)では図表を用いながら制度の廃止を説明し、5)では従来からある居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除との適用要件を表にして比較できるようにするなど一般納税者でも理解し易いように工夫されています。

また株式関係では、税率の引下げ(20%→15%)や特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得税計算等の特例での適用範囲の拡大、相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当の特例の新設などについて改正の内容と適用時期などを掲載しています。

パンフレットは↓まで。

<http://www.nta.go.jp/category/pamph/sanrin/2572.pdf>

年金保険料の徴収で社保庁と国税が連携

19日に開かれた経済財政諮問会議では、社会保障制度改革などが議論され、社会保険庁の改革に関して民間議員から「税と年金保険料の一元徴収、社会保険庁と国税庁のあり方の見直しも含めた改革が必要ではないか」との問題提議が出されました。

行政の効率化と年金保険料の未納問題を踏まえた発言ですが、将来的にはともかく、組織が異なるだけにその実現性は乏しく、坂口厚生労働大臣も、いくつかの難しい要因がある、とコメントしています。

ただし、社会保険庁と国税庁の連携については、小泉首相も、去る3月16日の参院予算委員会で「真剣に検討するよう指示する」と答弁していることから、国税庁の持つ所得情報の提供などが行われることになる模様です。

現在、社会保険庁では、国民年金保険料の滞納者に対して、督促状の送付や個別訪問をしたうえで、それでも納付が無い場合は、財産調査をし、差し押さえる強制徴収ができますが、社会保険庁には所得情報が無いため、財産把握に時間がかかってしまいます。そこで、所得情報を持つ国税庁から情報提供を受けるべく、連携を機能させようというものです。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 5月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....6月10日 |
| 2. 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月30日 |
| 3. 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月30日 |
| 4. 7月・10月・11月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....6月30日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アムレックスビル5階

Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741

編集 税理士 浜平 純一

取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

金融所得課税の一体化

政府税制調査会は、6月中旬に総会を開催し、そこで金融小委員会から、「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」についての報告書が提出されました。

報告書では、損益通算を行い金融所得の一体課税を実現するためには納税者番号制度の導入は不可欠であるとの考えが示されています。また、導入当初は損益通算の適用を受けようとする者が番号制度を選択するという、選択制度を適用するとの具体的な方向性も示されました。

税調では今後、番号制度を導入する時期や具体的な内容の検討に入ることになりますが、秋以降に、税制改正を見据えて今後の議論を進めることになりそうです。

1、損益通算範囲の拡大に主眼

今般、明らかにされた税調の金融小委員会の報告書では、金融所得課税をできる限り一体化することが検討されています。具体的には、「配当所得」「公社債譲渡益」「外貨建て金融商品」「保険」等の所得の性格に着目し、現在、損益通算ができる株式の売買による譲渡益、譲渡損等との損益通算が適切か否かが検討されています。基本的には、「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応えて、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当との見解が示されています。

2、一定の上限も必要

報告書は、損益通算を行う上で、譲渡所得と経常所得の税制における性格の違いを指摘し、損益通算を行う際、申告に先立って資料情報制度など執行体制の整備の必要性を説いています。

譲渡所得は、資産を取得した時から一定の間を

かけて発生した含み損益が、納税者の任意で行われる譲渡によって実現したときに課税されます。一方、利子、配当などの経常所得は基本的に毎年実現し課税されています。譲渡所得と経常所得は、所得税制上、性格が違うものであることから、損益通算を行う上では、主要諸外国を参考にし、何らかの上限を設けることも検討されています。

3、納税者番号制度は選択性で

損益通算を行うためには、支払者が税務当局に提出した支払調書の内容と、納税者が提出した申告書の内容とのマッチングが必要となりますが、それには相当な事務量の増加が予想されます。その場合、官民双方にとってより簡便な方法による正確かつ適正な納税を実現するためには、何らかの番号制度を利用することが必要とされています。

ただし、番号制度については国民の理解が十分なものではないことから、導入当初においては、損益通算の適用を受けようとする者は番号を利用し、そうでない者は番号を利用しなくて良いといった選択性とするのが考えられています。そして、選択性とするのであれば、全国民が対象の全国一連の番号である必要はなく、新たな番号を活用することも可能とされています。

番号制度については、今後、各業界、団体の理解を得るためにヒアリング等を行うことも検討されているようです。

4、具体的な議論は秋以降に

実際にいつごろから税制改正に組み入れるかは秋以降に議論を固めていくとの見通しが示されており、秋以降に番号制度を含め税制改正論議を見据えて今後の議論が進められることとなります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- 1. 6月分(1~6月分)源泉所得税の納付
- 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
- 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
- 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告
- 5. 所得税の予定納税減額申請
- 6. 所得税の予定納税額の第1期納付

- 納付期限.....7月12日
- 申告期限.....8月2日
- 申告期限.....8月2日
- 申告期限.....8月2日
- 申請期限.....7月15日
- 納付期限.....8月2日

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アムレックスビル5階

Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741

編集 税理士 浜平 純一

取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

倒産して無価値化した株式も譲渡損失と同様の取扱いに

金融所得課税の一体化が平成17年度税制改正の大きな焦点となっています。金融商品間でバラバラな税率や納税方法を統一し、そのなかでの損益通算を認めるが、適正な申告を担保するために選択制で何らかの番号制度を導入しようというのが大筋です。そのなかで注目されているのは「資産減失」の取扱いです。

資産減失の代表例は、株式を発行した会社が倒産して、その株式が無価値になってしまったケースです。紙くず同然となった株式は、現行制度においては所得の処分にあたるという考え方から、税制上の損失として取り扱っていません。その年に稼いだ所得をどのように処分するかは自由なのだから、買った物や株式が減失してしまっても、それは所得を計算する際に考慮すべきものではない、というのが基本的な所得税の考え方です。

また、株式については、証券取引所では上場廃止前の一定の売買可能期間において譲渡することで譲渡損失を実現させ、譲渡益から控除することが可能です。売らないでそのまま持っていて無価値化してしまう減失まで待たなくても投資家は対処できるはずですが。

しかし、一般の個人投資家は株式市場の情報を常に網羅的に把握しているとは限らず、何よりも「貯蓄から投資へ」という政策的な要請があることから、こうした投資家の利便性に配慮して、譲渡の場合とのバランスを踏まえ、株式譲渡損失と同様の取扱いとする方向で検討されています。

一方で、このような株式の無価値化損失を税制で救済する場合、株式の譲渡という取引が存在しないため、株主や取得価額の真正性を税務署がチェックできるよう、適正な執行のための担保の必要性を指摘しています。ここでも、何らかの番号制度の導入が示唆されているとみることができます。

投資組合を通じた株式譲渡の所得区分を明確化

最近のエンジェル税制の拡充によって個人投資家による投資組合を通じたベンチャー投資が活発化していますが、経済産業省は、このような投資環境をさらに整備する一環として、個人投資家が投資組合（投資事業有限責任組合や民法上の任意組合）を通じて得た所得に関し、その所得区分と投資組合の運営経費などの取扱いについて国税庁に事前紹介し、同庁が文書回答したことで明確化が図られました。

個人投資家がベンチャー投資等を行う投資組合を通して得る所得が、株式等の譲渡による雑所得、事業所得、譲渡所得に該当するかの区分は、その株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかによって判定することとされています。

そこで、投資組合が以下の6要件のすべてを満たし、かつ、投資組合契約書等に記載されている場合は、その投資組合を通じて得た株式等の譲渡に係る所得は、株雑所得または株事業所得に該当するとその所得区分を明確にしました。

6要件は、

- 1) 株式等への投資を主たる目的事業としていること
- 2) 各組合員において収益の区分把握が可能なこと
- 3) 民法上の任意組合が前提とする共同事業性が担保されていること
- 4) 投資組合が営利目的で組成されていること
- 5) 投資対象が単一銘柄に限定されていないこと
- 6) 投資組合の存続期間がおおむね5年以上であること

これらの要件を充足する場合には株雑所得または株事業所得として、投資組合の運営上発生する経費を所得の計算上、必要経費として控除することができることとなります。また、投資組合が株式等への投資のほかに複数の事業を行っている場合は、運営経費として各組合員が負担すべき費用を合理的な計算により按分して必要経費として控除することができることも問題がないとされました。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 7月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....8月10日 |
| 2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 4. 9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....8月31日 |

≡ ≡

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アメレックスビル5階
Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

≡ ≡

株式の譲渡所得の特例で通達

国税庁はこのほど、「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」等の一部改正について（法令解釈通達）（6月18日付）を公表しました。今年度税制改正法の施行に伴い、譲渡所得に関する取扱いの整備を図ったものです。また、公募株式投資信託の受益証券等の譲渡に係る所得区分や、株式等が発行されている場合の取得価額の計算、特例対象特定株式に該当するかどうかの判定等、通達の主な改正事項の趣旨を通達とは別に「情報」として取りまとめています。

株式等の譲渡に係る所得区分は、その株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかにより判定することを原則としつつ、所有期間1年超の上場株式等及び非上場株式等の譲渡による所得は譲渡所得、信用取引等の方法による上場株式等の譲渡など所有期間1年以下の上場株式等の譲渡による所得は事業所得又は雑所得、として取り扱って差し支えないこととされています。

16年度改正では、公募株式投資信託の受益証券と特定投資法人の投資口が、この「上場株式等」に含まれることとされ、上場株式等の優遇税率の特例等の特例の適用対象となりました。そこで、通達においても、上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券と特定投資法人の投資口を追加しています。

不動産協会が居住用財産の買換え等の譲渡損失繰越制度の改正求める

(社)不動産協会（高城申一郎理事長）はこのほど、都市再生推進・住宅取得支援・土地の有効利用促進のための税制支援措置を盛り込んだ平成17年度税

制改正要望をとりまとめました。

8月2日に全国の国税局・税務署で公表された平成16年分路線価では、12年連続の下落となったものの東京都心部をはじめ地価の上昇や横ばい地点が増加等していますが、同協会では全体としての土地資産デフレは続いており、内需主導型景気回復の大きな柱である住宅・不動産投資の拡大は重要な課題となっていると指摘しています。国際競争力のある都市の再構築や快適な居住環境の創造等に資する税制面での政策的支援が必要だとしています。

具体的には、住宅取得支援策として、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例（措置法41の5）」の取得要件に譲渡の日の翌年12月末までに買換資産を取得し、その取得日の翌年12月末までに居住の用に供することとされているが、大規模超高層マンション増加等に伴い、譲渡の日の翌々年12月末までに買換資産を取得した場合も適用対象とするよう求めています。また、優良な中古住宅の流通の促進のために一定の中古住宅の取得に係る住宅ローン減税、特定居住用財産の買換え特例、住宅取得資金贈与の贈与税及び相続時精算課税の特例について、築後経過年数要件を耐火建築物30年（現行25年）、耐火建築物以外25年（同20年）に緩和するよう求めています。

都市再生推進策では、国土交通大臣認定の民間都市再開発事業での割増償却や所有権移転登記に係る登録免許税の軽減税率などの優遇税制の適用期限延長を、土地の有効利用促進策としては、来年3月末で期限切れとなる投資法人及びSPCが不動産を取得した場合の不動産取得税の軽減措置及び特別土地保有税の徴収猶予継続特例の適用期限の延長を要望しています。

≡ ≡

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 8月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....9月10日 |
| 2. 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 3. 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 4. 10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....9月30日 |
- ≡

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アメレックスビル5階

Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741

編集 税理士 浜平 純一

取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

中小企業の活力発揮のため法人軽減税率の引下げを要望

全国法人会総連合(全法連)はこのほど、「中小企業に活力が出る税制改正改革」を基本とした平成17年度税制改正要望案をまとめました。

主な要望事項をみると、法人税関係では、日本経済に占める中小企業の重要な役割、中小企業の厳しい経営環境などを考慮して2.2%とされている軽減税率を2.0%程度に引き下げること、経営基盤の安定をかえって歪めている中小企業への留保金課税を廃止することを求めています。また、事業継承税制の確立として平成16年度税制改正により相続税の課税価格の減額措置について上限が3億円から10億円に引き上げられた『特定事業用資産の相続税の課税価格の特例』について、欧米などを参考に減額率を10%から50%程度に引き上げることも求めています。

一方、消費税に関しては、財政事情、租税負担率や税収構造の現状から将来的には2桁台に引き上げざるを得ないとしながらも、その導入の前提条件として徹底した行財政改革を断行すべきだとしているほか、課税売上高割合が9.5%以上の場合には課税仕入れ全額について仕入れ税額控除が認められていることに触れ、これは行き過ぎた益税をもたらしていると指摘、改正すべきだとしています。

なお、この要望案は、9月22日に行われた税制改正要望大会で採択後、政府・国会、関係省庁に提言されました。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 9月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....10月12日 |
| 2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月1日 |
| 3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月1日 |
| 4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....11月1日 |

日税連、ラジオやインターネットを通じた税金番組の提供を企画

メディア時代を背景に日本税理士会連合会(森金次郎会長)は、全国放送メディアの「ラジオ短波放送」及び「同インターネット」を利用した税金放送番組作りに乗り出すことになりました。

番組内容は、事業経営者、資産家層及び株式投資家など一般顧客を対象とし、分かりやすい税務を説明します。全国放送の「ラジオNIKKEI(短波放送)」「BSラジオNIKKEI(BSデジタル放送)」に流します。

また、番組ホームページをラジオNIKKEIホームページ内に開設し、日税連のバナー広告を設置して日税連ホームページとリンクする予定です。さらに、オンデマンド放送(ストリーミング)を実施し、過去の放送内容(音声コンテンツ)を配信します。これにより、日税連ホームページのトップページから番組ページにリンクすると過去の放送内容の聴取が可能となります(今後の放送予定の閲覧も可能)。

放送は、10月から6ヵ月(26回)、毎週水曜日、午後6時から15分間を予定しています。

=====
 浜平税理士事務所
 News
 =====

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>
 編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

このたび発生しました平成16年新潟県中越地震により、被害に遭われた皆様に心からお見舞申し上げます。

災害等の場合の評価損など

法人が資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合、原則としてその減額した部分の金額は、所得の金額の計算上損金の額に算入されません。

ただし、例外的に法人の有する資産について災害等一定の事実が生じたことにより、その資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合において、その資産の評価換えをして損金経理によりその資産の帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、評価換直前の帳簿価額と期末における時価との差額に達するまでの金額は、所得の金額の計算上損金の額に算入することができます。

この評価損が計上できる資産とは、商品・製品などの棚卸資産や土地・建物などの固定資産及び他の者の所有する固定資産を利用するために支出した費用で繰延資産として計上している場合に、その固定資産について災害等により著しい状況変化があったものを言い、現金・預金や売掛金・貸付金などの債権は含まれません。

これらの売掛金等の債権については、売掛先等の被害状況により個別評価債権として貸倒引当金に繰り入れる、又は、売掛先等の資産状況・支払能力等からみて無価値化してその全額が回収不能として貸倒損失を計上できる場合があります。

電話加入権の取扱いの行方

電話加入権の廃止等を検討していた情報通信審議会は10月19日、NTTの経営判断により電話加入権を廃止することを認める旨の答申を行いました。

電話加入権は税法上「非減価償却資産」として無形固定資産に計上されます。これは電話サービスを受ける権利は時の経過で減価するものではなく、その権利は譲渡性があるためです。市場価格の下落を理由に評価減しても、税務上は、その評価損を損金算入することは認められていません。

しかし、施設設置負担金の価格が段階的に引き下げられ、電話加入権の価格がゼロになるのであれば、資産としての譲渡性も失われます。企業会計上、資産計上が認められるものではなくなるわけですが、税法上も非減価償却資産としての取扱いのまま放置しておくことはできないと言われています。このため、現在の「非減価償却資産」として位置付けた取扱いは見直さざるを得なくなるのは確実です。

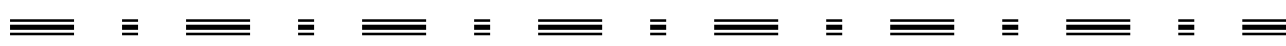
税制上の位置付け、法人が資産計上している加入権の処理の方法については、税収の減少や企業の償却負担の増加など、多方面から検討する必要が出てくると思われれます。いずれにしても、NTT東西が決定した見直し方法の具体的内容により、検討する必要があるか判断されることとなると思われれます。

お知らせ：：：：ホームページを開設しました：：：：：

URLは、<http://www.hamahira.com> です。
 ぜひ、ご覧ください。

=====
 ☆ ☆ ☆ 今 月 の 税 務 メ モ ☆ ☆ ☆
 =====

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 10月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....11月10日 |
| 2. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月30日 |
| 3. 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月30日 |
| 4. 12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....11月30日 |
| 5. 所得税の予定納税の減額申請 | 申請期限.....11月15日 |
| 6. 所得税の予定納税額の第2期納付 | 納付期限.....11月30日 |



浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

配偶者特別控除の変更点

本年も後1ヶ月、年末調整を行う時期となりました。年末調整は、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その都市の給与の総額について収めなければならない税額(年税額)とを比べて、その過不足額を精算する手続きで、給与の源泉徴収の総決算というべきものです。

さて、平成15年度税制改正により、昨年までは、所得者(合計所得金額が1,000万円以下の人に限り)と生計を一にする配偶者の所得が76万円未満(所得が給与所得のみである場合、給与の収入が141万円未満)である場合には、その配偶者の所得金額に応じた配偶者特別控除(最高38万円)を、所得者本人の所得金額から控除することとされていました。

しかし、この配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象配偶者に該当する場合(給与所得のみである場合には、給与の収入が103万円未満)に適用される部分の配偶者特別控除については、その適用が廃止されることとなりました。

タンス株の特定口座への受入れ期限は16年12月末まで

平成14年11月の証券税制の改正により、いわゆるタンス株の特定口座への受入れが可能となっていますが、その受入期限が本年12月までに迫っています。平成17年1月1日以後は、タンス株を特定口座に受け入れることができなくなるので、特定口座に受け入れなかったタンス株を売却した場合には、納税者自らが申告しなければなりません。

また、平成16年6月9日の「株式の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の公布によって、いわゆる「株券の電子化(不発行)」が可能となりました。上場株式については、平成21年6月までに、一斉かつ強制的に電子化へ移行されるので、それ以降は、現物株券は無効となってしまいます。タンス株の場合には、最低でも「名義書換」を行っていないと、株主の権利を喪失することにもなりかねませんので、特定口座への受入れを期限までに検討する際には、その点も念頭に置いておきたいところです。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 1. 11月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....12月10日 |
| 2. 給与所得の年末調整 | 調整の時期.....本年最後の給与の支払をするとき |
| 3. 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月4日 |
| 4. 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月4日 |
| 5. 12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....1月4日 |